別表第十二 汚染土壌処理基準(第五十三条及び第五十四条関係)

衣弟丁二 方栄工壌処理基準 特定有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 検液一リットルに	含有量(単位 土壌一キログラム
	つきミリグラム)	につきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合	カドミウムとして 〇・〇〇三	カドミウムとして 四五
物		
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されない	遊離シアンとして 五〇
	こと。	
三 有機燐化合物	検液中に検出されないこと。	
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一	鉛として 一五〇
五 六価クロム化合物	六価クロムとして ○・○五	六価クロムとして 二五〇
六 砒素及びその化合物	砒素として ○・○一	砒素として 一五○
七 水銀及びアルキル水銀そ	水銀として ○・○○○五 か	水銀として 一五
の他の水銀化合物	つ、検液中にアルキル水銀が検出	
	されないこと。	
八 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
九 トリクロロエチレン	0.0-	
十 テトラクロロエチレン	$\circ \cdot \circ -$	
十一 ジクロロメタン	0.0=	
十二 四塩化炭素	0.00=	
十三 一・二一ジクロロエタン	O·OOE	
十四 一・一一ジクロロエチレ	O • —	
ン		
十五 一・二一ジクロロエチレ		
ン		
十六 一・一・一トリクロロ	_	
エタン		
十七 一・一・二一トリクロロ	〇・〇〇六	
エタン		
十八 一・三一ジクロロプロペ	0.00=	
ン		
十九 チウラム	〇・〇〇六	
二十 シマジン	○・○○三	
二十一 チオベンカルブ	0.0=	
二十二 ベンゼン	$\circ \cdot \circ -$	
二十三 セレン及びその化合	セレンとして 〇・〇一	セレンとして 一五〇
物		
二十四 ほう素及びその化合	ほう素として 一	ほう素として 四、〇〇〇

物		
二十五 ふっ素及びその化合	ふっ素として ○・八	ふっ素として 四、〇〇〇
物		
二十六 塩化ビニルモノマー	0.00=	
(別名クロロエチレン)		

備考

- 一 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。
- 二 基準値は、溶出量にあっては土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第 三項第四号、含有量にあっては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した 場合における測定値によるものとする。
- 三 「検出されないこと」とは、二に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法 の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。